

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	特別支援教室通室者一覧
行政機関等の名称	瑞穂町教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課指導係
個人情報ファイルの利用目的	特別支援教室利用者の管理のために利用する。
記録項目	氏名、性別、所属校、学年、クラス、主な診断名
記録範囲	特別支援教室入室相談申込書を提出し、瑞穂町特別支援教室判定委員会において入室の判定を受けた者
記録情報の収集方法	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を根拠とする瑞穂町特別支援教室判定委員会要綱（令和元年教育委員会訓令第1号）に基づく申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	町立小・中学校
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	特別支援教室継続者一覧
行政機関等の名称	瑞穂町教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課指導係
個人情報ファイルの利用目的	特別支援教室の継続利用者の管理のために利用する。
記録項目	氏名、所属校、学年、クラス
記録範囲	特別支援教室継続指導申請書を提出し、瑞穂町特別支援教室判定委員会において継続の判定を受けた者
記録情報の収集方法	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を根拠とする瑞穂町特別支援教室判定委員会要綱（令和元年教育委員会訓令第1号）に基づく申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	町立小・中学校
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更（直近）： 年 月 日

個人情報ファイルの名称	教育相談継続事例一覧
行政機関等の名称	瑞穂町教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育指導課指導係
個人情報ファイルの利用目的	教育相談を行った児童・生徒の情報管理のために利用する。
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、所属校、学年、クラス、保護者名、相談主訴、成育歴、医療・療育歴、診断名、通院先、心理検査結果
記録範囲	瑞穂町教育相談室において教育相談を行った児童・生徒の相談内容、及び観察記録、心理検査結果等
記録情報の収集方法	面談による聞き取り、学校等における行動観察、心理検査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	町立小・中学校
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。